

# 《脱原発と私たち》

## — 講演と討論の会 <第22回> —

日時：2018年1月22日（日）14:00-17:00

場所：世田谷区立 宮坂区民センター 大会議室（世田谷線 宮坂駅 下車0分）

講演：「八年目の福島から問う」馬奈木 嶽太郎（「生業訴訟」弁護団事務局長）

1975年、福岡県生まれ。東京合同法律事務所所属

全国公害弁護団連絡会事務局次長、自由法曹団ほか数多の活動

「生業訴訟」弁護団事務局長=馬奈木嶽太郎(MANAGI Izutarô)氏は新進気鋭の弁護士です。あの東日本大震災と福島第一原発事故から、早くも七年余が経過しました。私ども「脱原発を考える会」は今回、幸いにも二年四か月ぶりに、第二回目となる講演を引き受けさせていただきました。それは、「脱原発」の流れが歴史の大勢とも見えはじめ、あの事故が契機となって、自然・再生エネルギー技術とその活用も日々進化を重ねるその最中であっても、そして日本でも、各種世論調査で見る限り、国民の多くが原発再稼働に同意できないその中でも、被災者の苦難が果てしなく長期化していても、行政当局の、「原発重視」の方針だけは微動だにしない歳月でもありました。こんなに信念に満ち満ちた現政府を、私たち市民はいったい全体どうすればいいのでしょうか？そんな中、頼りにしたい司法の趨勢は？原発事故裁判では、この間、昨年3月の前橋地裁を皮切りに、千葉・福島・京都・東京地裁など、各地で一审判決が続いている。原告団をはじめとする関係者の尋常でない努力の積み重ねが実って、漸くにして、いろいろなことがわかつてもきている歳月です。これら五件のうち四件では、裁判所は、東電だけではなく、「国の責任」をはっきりと認めています。それでは、事態は前進しているのでしょうか。現実の数多の被災者に、そして未来の被災者たり得る我らが子ども、孫たち、曾孫たちにとっても“光”は指し始めているのでしょうか。

いわゆる「生業訴訟」とは、全国で今、30近い裁判所で争われている福島原発事故被害者訴訟のうち、最大規模(原告約4,000人)のもので、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟を略した呼称です。最も今日的な、そして最大規模の「公害」=人為的営為の是非を問う本件は、単なる損害賠償請求に止まらず、国の施策の不備を明確にし、ひいては民主主義の有効性を問う訴訟でもあります。日本は今、至る所問題が噴き出し、毎日まいにち、これでもか、とばかり、唖然とするしかない報道が伝わります。かくして必然的に積み重なってしまうこのモヤモヤ感、怒り、無力感・閉塞感を何とかしたいものです。今回、馬奈木弁護士には、「昨年3月の前橋地裁を皮切りに判決が各地で出ており、国や東電の責任が明確になり、救済がなされなければならないことがいよいよ明白になってきていること、『風評』被害という言葉が全面化し、『科学』や『ファクト』といった言葉の下で福島大丈夫論が隆盛を強めていることなど、福島の現状について」改めて、そして、とても分かり易く、お話しいただきます。皆様の参加をお待ちしています。



(左) 馬奈木嶽太郎弁護士 (右) 2018年3月10日福島地方裁判所前

討論 「脱原発を考える」 資料代など：500円

主催：「脱原発を考える会」協力：「チーム世田谷」「さよなら原発 世田谷の会」「さようなら原発！鳥山地域の会」

世話人1：児玉三枝子：主婦、世田谷区宇奈根在住（連絡先：03-3415-6873）

世話人2：小西怜実：主婦、世田谷区喜多見在住（連絡先：03-3416-3894）

世話人3：宇都宮和代：主婦、世田谷区弦巻在住（連絡先：03-3429-4708）

世話人4：桑折恭一郎：世田谷区新町在住

2018年7月22日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団

弁護士 馬奈木巖太郎

1. 原発と福島をめぐる状況

◆原発をめぐる状況

○エネルギー政策の現状

○変わらない再稼働方針

◆福島をめぐる状況

○被害切り捨てと帰還ありきの“復興再生”

○進まない帰還、語れない不安、強いられる正当化

2. 相次ぐ判決と生業訴訟

◆原告は何を求めているのか

○元の福島を返せとは

◆裁判のなかでの争点

○責任の問題、被害の問題

◆判決のポイント

○国と東電の責任

○被害者の範囲、賠償の水準

3. 判決の意義をどう活かすか

◆脱原発の取り組みにとっての判決の意義

○万が一にも事故を起こしてはならないという趣旨

○問われているのは事故の責任だけか？

4. 今後の課題